

業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長

第 号

令和 8 年度	一般 一般会計	款 土 木 費	項 公園墓園	目 公園墓園維持 費	所属 西区維持管理課	設計 8.3	提出 8.3	業務委託 請 負 一般入札 随意契約
委託金額 金 円		業務名称 西区内公園樹その他保守管理業務（その4）			履行場所 西区井口明神三丁目ほか		工期 日間 契約締結の日から令和8年11月30日まで	

施行理由

本業務は、公園樹その他の樹木等の適正な育成を図るための保守管理を行うものである。

設計概要

樹木せん定・除草 1式

委託金額 金	業務委託名 西区内公園樹その他保守管理業務(その4)
-----------	-------------------------------

(甲) 内 訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
樹木せん定・除草			式	1.000			第 1 号明細表参照
処分費			式	1.000			第 2 号明細表参照
直接業務費計							
共通仮設							
共通仮設費							
共通仮設費(率分)			式	1.000			
純業務費計							
現場管理費			式	1.000			
業務原価計							

西区内公園樹その他保守管理業務(その4) 数量内訳表

区 分	種 別		数 量 (A)	回数(B)	年間管理数量(A×B)	備 考
除 草	雑草刈	年3回	20,923.0 m ²	3	62,769.0 m ²	平地
		年2回	8,418.0 m ²	2	16,836.0 m ²	平地
	芝草刈	年3回	34,181.0 m ²	3	102,543.0 m ²	平地
		年2回	2,960.0 m ²	2	5,920.0 m ²	平地
	手抜き	年3回	7,540.0 m ²	3	22,620.0 m ²	植栽地
		年2回	934.0 m ²	2	1,868.0 m ²	植栽地
樹木剪定	マツ		57.0 本	1	57.0 本	剪定(A)
	フジ	夏季・冬季	344.0 m ²	2	688.0 m ²	剪定(B)
	カイズカイブキ		7.0 本	1	7.0 本	剪定(C)
	低 木	1回目	9,976.0 m ²	1	9,976.0 m ²	剪定(D)(D 2)(E)(E 2)
		2回目	1,395.0 m ²	1	1,395.0 m ²	剪定(E 2)
	生 垣	1回目	4,800.0 m	1	4,800.0 m	剪定(F)(F 2)
		2回目	762.0 m	1	762.0 m	剪定(F 2)

西区内公園樹その他保守管理業務（その4）

番号	公園名	除草 (m)					樹木剪定				公園樹寄植剪定				生け垣剪定		備考						
		法面		平地		挿栽地 手抜き	剪定(A) マン	剪定(B) フジ	剪定(C) ハイノキ	剪定(D) ヒト等	剪定(D2) ナナ等	剪定(E) サゴジュ等		剪定(E2) ハナリ等		剪定(F) ヒノキ等		剪定(F2) トウネズミ等					
		肩掛け	手刈り	ロー足場	雑草刈り							芝草刈り	(m)	(m)	(m)				(m)	(m)	(m)		
1	西部埋立第一公園				231	424	(107)			70		トベラ ハマヒサカキ	12 2	アベリア	15	ヒノキ等 カナメモチ	123 6	125	報奨金制度で雑草刈・手抜 除草を控除				
2	西部埋立第二公園				536	3,448	2,045	57	76	548		トベラ	121	アベリア キンメツゲ	269 128	ヒノキ等	165						
3	西部埋立第三公園				869	3,309	227			104		トベラ ハマヒサカキ	30 60			カイツカイブキ	70	トウネズミモチ ネズミモチ	53 4				
4	西部埋立第四公園 (東)				8	2,581	144		42	42		トベラ ハマヒサカキ	5 46	アベリア イヌツゲ	16	サザンカ カナメモチ	6 15						
	(西部埋立第四公園) (西)				(9)	(2,462)	(283)			(92)	ヘデラ	81	トベラ ハマヒサカキ	(34) (71)	アベリア イヌツゲ	(1) (1)	サザンカ カナメモチ	(15) (54)		指定管理者制度で除外			
5	西部埋立第六公園				510	251				29		トベラ ハマヒサカキ	37	アベリア	3	サザンカ	4						
6	西部埋立第七公園				196	3,807	931			287		オカメザサ	280	イヌツゲ	80	カイツカイブキ	127						
										292		クルメツツジ					237						
7	西部埋立第八公園				1,036	3,511	(633)		106	59		ドウダン	22	マメツゲ	13	カイツカイブキ	198		報奨金制度で雑草刈・手抜 除草を控除				
										71		ヒラドツツジ	2	イヌツゲ	10	モッコク	107						
										42		クルメツツジ	61		2	ハナキ・オモトイ他	150						
8	(西部埋立第九公園)				1,036	3,511	(633)		106	213		トベラ	60	アベリア	45	キンモクセイ	29		245				
										19		ハマヒサカキ	20	マメツゲ	61	サザンカ	64						
										100		ハナキ・オモトイ											
9	西部埋立第十公園				(68)				92		ヒラドツツジ		イヌツゲ	23	ヒノキ等	13		指定管理者制度で除外					
10	西部埋立第十公園				(108)				72											報奨金ではないが除草地元			
10	西部周遊緑地				2,400	(105)				1,901	クチナシ	306											
										74		ハマヒサカキ	35	アベリア	4	サザンカ	380	トウネズミモチ	150				
										1		ハギ	17	マメツゲ	289	マサキ	184						
										3		ウツギ等	16	イヌツゲ	14	カナメモチ	61						
										6		ユキヤナギ	17			ヒノキ等	713						
										2		ジンチョウゲ	203	トベラ		キンモクセイ	38						
										5		カンツバキ	61	ニシキギ	61	サンゴジュ	62						
										5		アオキ											
										16		コデマリ											
										1		サツキツツジ											
151		シャリンバイ																					
11	西部南防波緑地				1,480	2,960	12	(450)								サザンカ	312		※除草年2回				
12	西部埋立第四緑地				2,260				392		クチナシ	10	トベラ	10	アベリア	38	サザンカ ハナキ・オモトイ ヒノキ等	337 38 92	トウネズミモチ	18	※除草年2回		
13	西部埋立第五緑地				570				170		トベラ	4	アベリア	3	ヒノキ サザンカ	115 47	ネズミモチ	20	※除草年2回				
15	西部埋立第九緑地				1,060				282		クチナシ	40				ヒノキ等	212		※除草年2回				
16	西部埋立第十緑地				3,150				139		トベラ ハマヒサカキ	35 42	マメツゲ	2	キンモクセイ サゴジュ等	105 21	トウネズミモチ	2					
17	西部埋立第十二緑地				1,828				539		ヒラドツツジ ドウダンツツジ シャリンバイ クルメツツジ	244 1 66 128						トウネズミモチ	145				
小計					(5,370)	(2,960)	(856)	57	302	7	6,328	437	1,205	1,395	4,031	762							

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、西区内公園樹その他保守管理業務（その4）（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙位置図のとおりとする。
- 3 作業週報（本市所定の様式）は、必ず作業前に提出すること。また、道路上で作業を行う際は、道路使用許可書（写し）を発注者に提出し、業務の実施にあたっては道路交通法を遵守すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
 - (1) 処分
せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。
なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。
 - ア 高木せん定枝葉
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。
 - イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
 - (2) 除草
樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
- 6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
- 7 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。
なお、せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用する

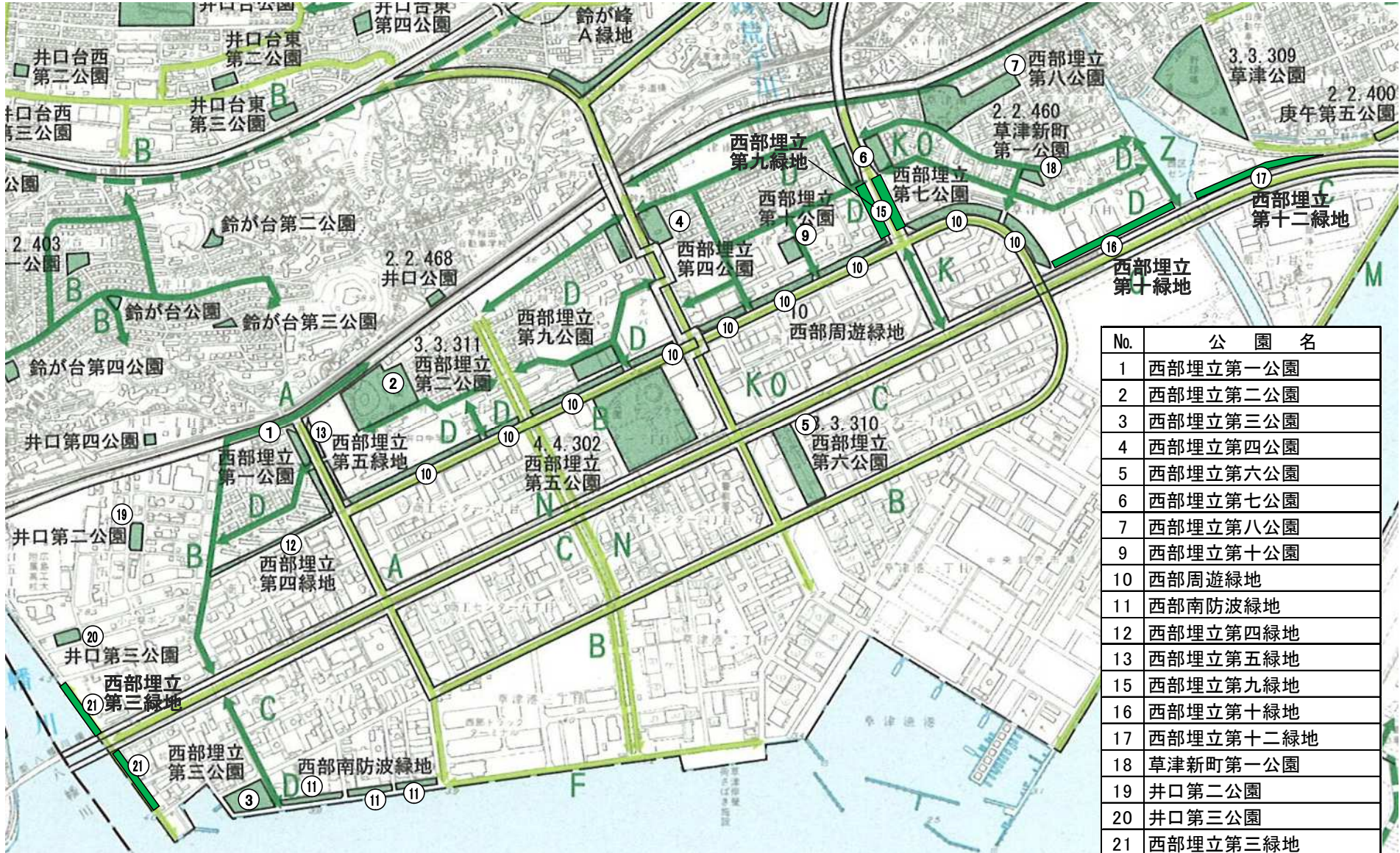
こと。

- 8 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 9 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 10 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。
- 11 報告事項
 - (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
 - (2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後14日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。
 - ① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者
 - ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者 ⑦ 作業数量
- 12 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

西区内公園樹その他保守管理業務(その4) 作業実施時期

種 別			年間回数	5			6			7			8			9			10			11		
				上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
除 草			3				■	■	■				■	■	■				■	■	■			
			2							■	■	■							■	■	■			
樹木剪定	マ ツ	A	1																			■	■	■
	フ ジ	B	2				■	■	■										■	■	■			
	カイズカ	C	1							■	■	■												
	ヒラド等	D	1				■	■	■															
	クチナシ等	D 2	1																■	■	■			
	サンゴジュ等	E	1				■	■	■															
	アベリア等	E 2	2				■	■	■										■	■	■			
	生垣	F	1				■	■	■															
	生垣トウネズ等	F 2	2				■	■	■										■	■	■			

西区内公園樹その他保守管理業務(その4) 位置図



No.	公園名
1	西部埋立第一公園
2	西部埋立第二公園
3	西部埋立第三公園
4	西部埋立第四公園
5	西部埋立第六公園
6	西部埋立第七公園
7	西部埋立第八公園
9	西部埋立第十公園
10	西部周遊緑地
11	西部南防波緑地
12	西部埋立第四緑地
13	西部埋立第五緑地
15	西部埋立第九緑地
16	西部埋立第十緑地
17	西部埋立第十二緑地
18	草津新町第一公園
19	井口第二公園
20	井口第三公園
21	西部埋立第三緑地